

「500 万元までの一定の固定資産の取得時一括償却」

【はじめに】

今号では一定の固定資産の一括償却について説明します。

関連規定は直近で発表されたものではありませんが、2018 年度の企業所得税確定申告にも影響があることや、比較的多くのお客様に影響がある割には認知度が足りないと平素感じている内容です。

今回あるお客様のリクエストによりこの内容を本紙面に取り上げることに致しました。内容はシンプルなものですが、皆様のご高覧に供します。

【解説：日本語】

1. 税法上の取り扱い

財政部・国家税務総局は 2018 年 5 月 7 日付で「設備・器具の損金算入に関する関連企業所得税政策通知」(財税[2018]54 号、<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3439412/content.html>) を発表しました。内容は次の通りです。

- ・ 期間：2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間
- ・ 対象：新たに取得した設備・器具で単価が 500 万元を超えないもの。設備・器具とは建物・構築物以外の固定資産を指す
(注：無形資産に計上される土地使用権、長期前払費用に計上される内装費も除外といえます)
- ・ 内容：企業所得税の所得の計算上、その期に一括で損金算入できる。

単価が 500 万元までの設備・器具が対象となるため、対象期間中の多くの新規取得固定資産が対象になると言えます。

これまでの一括償却の規定は企業所得税法・実施条例、業種別規定を除き、2014 年の「財政部国家税務総局 固定資産加速度償却の完全化に関する企業所得税政策通知」(財税[2014]75 号、<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1260992/content.html>) に単価 5,000 元以下の固定資産について一括償却を認めるものがあります。

また、財税[2014]75 号は加速度償却についてもふれていますが、加速度償却については「財政部国家税務総局固定資産加速度償却の完全化を更に進める企業所得税政策通知」(財税[2015]106 号、<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1818604/content.html>) 及び関連した確定申告方法などを定めた法規があります。

2. 会計上の取り扱い

会計上の原価・費用認識と税法上の所得計算が異なる場合、一時差異が発生しますので、税効果会計の関連準則に基づき繰延税金負債を認識することになります。

本稿の執筆時点は次の通りです：2019年3月7日

本ページは執筆日より前の法令等に基づいて作成されており、直近及びこれ以降の税制改正等が反映されていない場合がありますのでご注意ください。国家税務総局等の URL は執筆日現在で有効なものを記載しています。

また、本ページは概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。法令法規の説明を除き、解説は執筆者個人の判断や解釈を反映するものであり、所属団体としての意見を表明するものではありません。企業の所在地域、種類や規模によっても解釈が異なる可能性があります。個別の実務上の問題については貴社と直接契約するプロフェッショナルにご相談ください。貴社と契約するプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本ページの情報を基に判断し行動されないよう、お願いいたします。

本稿の内容は最長で次の時点まで有効である可能性があります：2020年12月31日

【法規：中文】

财政部 税务总局
关于设备 器具扣除有关企业所得税政策的通知
财税〔2018〕54号

为引导企业加大设备、器具投资力度，现就有关企业所得税政策通知如下：

一、企业在2018年1月1日至2020年12月31日期间新购进的设备、器具，单位价值不超过500万元的，允许一次性计入当期成本费用在计算应纳税所得额时扣除，不再分年度计算折旧；单位价值超过500万元的，仍按企业所得税法实施条例、《财政部 国家税务总局关于完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知》（财税〔2014〕75号）、《财政部 国家税务总局关于进一步完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知》（财税〔2015〕106号）等相关规定执行。

二、本通知所称设备、器具，是指除房屋、建筑物以外的固定资产。

财政部 税务总局

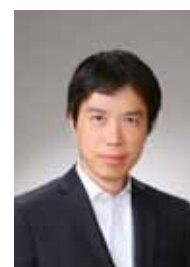
2018年5月7日

星野海

ALLSTARSEA 代表
（星霜財務諮詢（上海）有限公司、蘇州星霜財務諮詢有限公司）
日本国公認会計士、日本証券アナリスト協会検定会員

大手総合商社を経て、KPMG（東京）で米系メガ金融機関や上場会社等の監査における主査業務を歴任。シンガポールで資産運用会社を設立、CFO業務の経験もある。中華圏で会計税務コンサルティング会社を設立運営し、アジアの最前線で活躍する日本人をはじめとする顧客のために尽くしている。

ホームページアドレス：<http://www.starsea.asia/>



【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
5. 本誌は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。